

大分県軽費老人ホーム利用料取扱要綱

趣旨

この要綱は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年大分県規則第4号）第7条及び第12条に基づき、利用料の取扱を定めるものである。

第1 軽費老人ホームの利用料

1 基本利用料

軽費老人ホームにおける入所者1人1か月当たりの基本利用料は、「サービスの提供に要する費用」、「生活費」、「居住に要する費用」の合算額以下とする。

2 サービスの提供に要する費用

サービスの提供に要する費用（月額）は別表Ⅰの1「サービスの提供に要する基本額（月額）」に別表Ⅰの6「各種加算額等」を加えた額とする。

サービスの提供に要する費用の助成基準額は、同上「サービスの提供に要する費用（月額）」から、別表Ⅰの5「本人からの徴収額」を差し引いた額とする。

3 居住に要する費用については、別に定めるところによる一括支払い方式、分割支払い方式、併用支払い方式のうち、入所者本人の意向に十分に配慮しつつ、原則として分割支払い方式をとるよう努めるものとする。

4 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用については、軽費老人ホームの設備及び運営に関する審査基準（平成25年3月15日高齢福第3135号第5-3-（5））に掲げる費用とすること。

第2 軽費老人ホームA型の利用料

1 基本利用料

軽費老人ホームA型における入所者1人1か月当たりの基本利用料は、「サービスの提供に要する費用」及び「生活費」の合算額以下とすること。

2 サービスの提供に要する費用

サービスの提供に要する費用（月額）は別表Ⅱの1「サービスの提供に要する基本額（月額）」に別表Ⅱの6「各種加算額等」を加えた額とする。

サービスの提供に要する費用の助成基準額は、同上「サービスの提供に要する費用（月額）」から、別表Ⅱの4「本人からの徴収額」を差し引いた額とする。

3 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用については、軽費老人ホームの設備及び運営に関する審査基準（平成25年3月15日高齢福第3135号第6-4-（3））に掲げる費用とすること。

第3 附則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 大分県軽費老人ホーム設置運営要綱（平成21年3月30日高齢福第3867号）は、廃止する。

3 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

4 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

5 この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

6 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表 I

軽費老人ホーム基本利用料

1 サービスの提供に要する費用（月額）

○留意事項

特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、サービスの提供に要する費用（月額）について、以下のとおりとなるので留意されたい。

	サービスの提供に要する費用（月額）	備 考
特定施設入居者生活介護の利用者	⑤、⑥、⑦、⑧のいずれか	⑥+⑩、⑧+⑩の組み合わせについては、一般入所者が30人以下の場合を除く。
上記以外の一般入所者	上記に⑨又は⑩を加えた額	

①単独設置
(介護職員あり)

入所者数 (人)	金 額 (円)
20	130,400
21-30	87,400
31-40	76,470
41-50	68,080
51-60	57,560
61-70	54,420
71-80	47,740
81-90	47,240
91-100	42,580
101-110	40,960
111-120	37,730
121-130	38,230
131-140	35,610
141-150	34,290

②単独設置
(介護職員を1名配置
しない場合)

入所者数 (人)	金 額 (円)
20	109,150
21-30	73,240
31-40	65,850
41-50	59,580
51-60	50,480
61-70	48,350
71-80	42,480
81-90	42,580
91-100	38,540
101-110	37,220
111-120	34,190
121-130	34,990
131-140	32,570
141-150	31,460

③併設設置
(介護職員あり)

入所者数 (人)	金 額 (円)
10-14	134,850
15-19	90,340
20-29	85,470
30	62,110
31-40	57,450
41-50	46,230
51-60	38,740
61-70	33,370
71-80	29,430
81-90	31,050
91-100	28,010
101-110	27,100
111-120	24,870
121-130	26,490
131-140	24,770
141-150	24,070

④併設設置
(介護職員を1名配置
しない場合)

入所者数 (人)	金 額 (円)
10-14	92,360
15-19	62,010
20-29	64,430
30	47,840
31-40	46,930
41-50	37,730
51-60	31,660
61-70	27,310
71-80	24,070
81-90	26,190
91-100	23,770
101-110	23,260
111-120	21,440
121-130	23,260
131-140	21,740
141-150	21,240

⑤特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独設置）

入所者数 (人)	金 額 (円)
20	98,330
21-30	65,950
31-40	49,860
41-50	46,630
51-60	39,750
61-70	39,140
71-80	34,490
81-90	30,640
91-100	27,710
101-110	27,410
111-120	25,190
121-130	26,800
131-140	24,970
141-150	24,270

⑥特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独設置）
（生活相談員を1名置かない場合）

入所者数 (人)	金 額 (円)
20	75,970
21-30	51,080
31-40	38,640
41-50	37,730
51-60	32,360
61-70	32,770
71-80	28,820
81-90	25,690
91-100	23,260
101-110	23,360
111-120	21,540
121-130	23,360
131-140	21,840
141-150	21,340

⑦特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（併設置）

入所者数 (人)	金 額 (円)
10-14	70,600
15-19	47,440
20-29	53,310
30	40,660
31-40	30,740
41-50	24,870
51-60	21,040
61-70	18,200
71-80	16,070
81-90	14,350
91-100	13,040
101-110	13,550
111-120	12,540
121-130	15,070
131-140	14,050
141-150	14,150

⑧特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（併設施設）
（生活相談員を1名置かない場合）

入所者数 (人)	金 額 (円)
10-14	25,990
15-19	17,800
20-29	31,050
30	25,790
31-40	19,620
41-50	15,970
51-60	13,450
61-70	11,720
71-80	10,520
81-90	9,500
91-100	8,590
101-110	13,550
111-120	12,540
121-130	11,620
131-140	10,920
141-150	11,120

⑨特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独・併設置）

一般入所者数 (人)	金 額 (円)
20	32,670
21-30	21,340
31-40	26,600
41-50	21,240
51-60	17,700
61-70	15,170
71-80	13,240
81-90	16,480
91-100	14,870
101-110	13,450
111-120	12,330
121-130	11,420
131-140	10,620
141-150	9,900

⑩特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独・併設置）
（一般入所者に対する介護職員を1名置かなかった場合）

一般入所者数 (人)	金 額 (円)
20	11,720
21-30	7,270
31-40	15,970
41-50	12,740
51-60	10,620
61-70	9,100
71-80	7,980
81-90	11,830
91-100	10,620
101-110	9,600
111-120	8,790
121-130	8,080
131-140	7,580
141-150	6,970

2 生活費（月額）

生活費については以下の額とする。

地 域	1人当たりの額 (円)	冬期加算額 (円) 【11月から3月まで】
別 府 市	46,940	2,150
上記以外の市町村	44,500	1,960

3 居住に要する費用（月額）

(1) 居住に要する費用の設定及び支払い方式

- ① 居住に要する費用については、次に定めるところによる一括支払い方式、分割支払い方式、併用支払い方式のうち、入所者本人の意向に十分に配慮しつつ、原則として分割支払い方式をとるよう努めるものとする。

ア 一括支払い方式

一括支払い方式とは、施設の建築年次の施設整備費（土地取得費を除く。）から、国庫補助額、県補助額、民間施設給与等改善費の管理費加算等のうち借入金返還予定額、県等の借入金返還助成額等公的補助額を差し引いた設置者負担額の範囲内の額を定員又は入所者数に応じて配分した額（以下「居住費基礎額」とう。）を基礎とし、一括納入する方式である。

なお、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平11年法律第117号）第7条第1項の規定に基づき選定され、施設の貸与を受けて運営している場合には、前述の「建築年次の施設整備費」とあるのを「施設及び施設用地の賃借料総額を現在価値で換算した額」と読み替えるものとする

イ 分割支払い方式

分割支払い方式とは、居住費基礎額に一定の期間の月数（20年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

ウ 併用支払い方式

併用支払い方式とは、居住費基礎額のうち、一定額を一括納入させるとともに、残余の額に一定の期間の月数（20年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

- ② 当初からの入所者との均衡及び施設の老朽化に伴う修繕費、改築等に要する費用が必要となること等に鑑み、軽費老人ホームが開所し、一定期間経過した後入所する者についても、居住費基礎額の範囲内で居住に要する費用を設定して差し支えないこと。

- ③ 入所者が一定の期間（20年を標準とする。）未満の期間以内に退所した場合においては、一括支払い方式で支払われた居住に要する費用又は、併用支払い方式による一括納入金を一定の期間（20年を標準とする。）から経過期間を差し引いた期間に応じ、均等払いで、退所時に利用者に返還すること。

なお、軽費老人ホーム単独経営の社会福祉法人など財政基盤が十分でないと判断される場合であって、かつ、着工時において相当数の入所者が確保されていない場合については、十分な入所者を確保し、安定的な経営が見込まれるまでの間について、入居金の返還債務について銀行保証等が付されていること。

(2) 居住に要する費用の減額

居住に要する費用は、入所者の所得の低い場合や夫婦で利用する場合等入所者の実態に応じ、一定の範囲内で減額しても差し支えないものであること。

4 サービスの提供に要する費用助成基準額

サービスの提供に要する費用助成基準額（月額）は、1「サービスの提供に要す費用（月額）」から5「本人からの徴収額（月額）」を控除した額とする。

5 本人からの徴収額（月額）

対象収入による階層区分		本人からの徴収額（月額）
1	1,500,000 円以下	10,000 円
2	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円	13,000
3	1,600,001 円 ～ 1,700,000 円	16,000
4	1,700,001 円 ～ 1,800,000 円	19,000
5	1,800,001 円 ～ 1,900,000 円	22,000
6	1,900,001 円 ～ 2,000,000 円	25,000
7	2,000,001 円 ～ 2,100,000 円	30,000
8	2,100,001 円 ～ 2,200,000 円	35,000
9	2,200,001 円 ～ 2,300,000 円	40,000
10	2,300,001 円 ～ 2,400,000 円	45,000
11	2,400,001 円 ～ 2,500,000 円	50,000
12	2,500,001 円 ～ 2,600,000 円	57,000
13	2,600,001 円 ～ 2,700,000 円	64,000
14	2,700,001 円 ～ 2,800,000 円	71,000
15	2,800,001 円 ～ 2,900,000 円	78,000
16	2,900,001 円 ～ 3,000,000 円	85,000
17	3,000,001 円 ～ 3,100,000 円	92,000
18	3,100,001 円以上	全 額

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成18年1月24日老発第0124004号）の「1「対象収入について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（平成18年1月24日老計発第0124001号）の第2の1の（1）「「前年」の対象収入の取扱い」、（3）「収入として認定するものの取扱い」、（4）「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

(注3) 本人からの徴収額（月額）は上表により求めた額とする。

ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額（月額）とする。

(注4) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。

(注5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

6 各種加算額等

以下の各種加算額等については、それぞれの要件に該当する場合、上記のサービスの提供に要する費用（月額）に合算すること。

(1) 民間施設給与等改善費（管理費特別加算分を除く）

民間施設給与等改善費は、地方公共団体の経営する施設以外の施設（ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。）であって「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」（昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知）に定めるところに準じて民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合に算定するものとし、「サービスの提供に要する基本額（月額）」に、同通知に定めるところにより決定された加算率を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象者について、共通職員のみにより算定した民間施設給与等改善費を算定し、それ以外の入所者との単価と区分して用いること。

(2) 介護職員等処遇改善加算

①基準額

9,000円×12月×介護職員数

※介護職員数は、当該施設に配置されている介護職員の常勤換算後の人数とし、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の介護職員は、対象外とする。

②加算条件

介護職員等処遇改善加算の合算に当たっては、下記の条件を全て満たすこと。

- ア 当該加算により、介護職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く））の改善を継続的に実施すること。
- イ 前記アの賃金の改善は、令和3年度の対象職員の賃金と比較し、上記①の基準額以上の処遇改善を実施すること。
- ウ 賃金の改善の合計額の3分の2以上は、「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げに充てること。
- エ 当該加算による処遇改善の実施方法については、賃金の支給に際し、予め施設職員に対し周知すること。

③その他

- ア 当該加算による処遇改善は、介護職員を対象とすることを原則とするが、介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。
- イ 本事業による賃金改善については、介護報酬における介護職員処遇改善等加算及び介護職員等特定処遇改善加算における賃金改善額及び支払い賃金には含めないこと。

別表Ⅱ

軽費老人ホームA型基本利用料

1 サービスの提供に要する費用（月額）

①単独設置

入所者数 （人）	金 額 （円）
50	110,160
51-60	92,860
61-70	79,820
71-80	70,000
81-90	67,270
91-100	60,700
101-110	59,680
111-120	58,260
121-130	57,250
131-140	56,240
141-150	57,660
151-160	54,520
161-170	54,010
171-180	53,510
181-190	53,110
191-200	50,580
201-210	50,880

②併設置

入所者数 （人）	金 額 （円）
50	79,200
51-60	66,760
61-70	57,350
71-80	50,480
81-90	53,410
91-100	48,150
101-110	48,350
111-120	47,130

③特定施設入居者生活
介護の指定を受けた場
合（共通職員）

入所者数 （人）	金 額 （円）
50	50,180
51-60	42,580
61-70	36,810
71-80	32,260
81-90	28,720
91-100	26,090
101-110	24,170
111-120	25,690
121-130	23,770
131-140	22,040
141-150	22,850
151-160	21,840
161-170	20,620
171-180	19,520
181-190	18,600
191-200	17,700
201-210	17,590

④特定施設入居者生活
介護の指定を受けた場
合（一般入所者に対する
介護職員等）

一般 入所者数 （人）	金 額 （円）
20	39,860
21-30	41,370
31-40	42,080
41-50	42,680
51-60	35,510
61-70	30,440
71-80	26,700
81-90	28,620
91-100	25,690
101-110	27,510
111-120	25,190
121-130	26,600
131-140	27,810
141-150	28,920
151-160	27,100
161-170	28,120
171-180	29,020
181-190	29,840
191-200	28,320
201-210	30,440

（注）上記単価のうち、特定施設入居者生活介護対象の入所者については、別表Ⅱ－①の「共通職員単価」によるものを、また、それ以外の一般入所者については、「共通職員単価」に別表Ⅱ－④の「一般入所者に対する介護職員等単価」を加えたものを、サービスに要する費用の基本額（月額）とする。

2 生活費（月額）

生活費については以下の額とする。

地 域	1人当たりの額 (円)	冬期加算額 (円) 【11月から3月まで】
別 府 市	55,280	2,150
上記以外の市町村	52,590	1,960

3 サービスの提供に要する費用助成基準額

サービスの提供に要する費用助成基準額（月額）は、1「サービスの提供に要する費用（月額）」から4「本人からの徴収額（月額）」を控除した額とする。

4 本人からの徴収額（月額）

① 平成3年7月1日以降の入所者から適用

対象収入による階層区分		本人からの徴収額（月額）
1	1,500,000 円以下	10,000 円
2	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円	13,000
3	1,600,001 円 ～ 1,700,000 円	16,000
4	1,700,001 円 ～ 1,800,000 円	19,000
5	1,800,001 円 ～ 1,900,000 円	22,000
6	1,900,001 円 ～ 2,000,000 円	25,000
7	2,000,001 円 ～ 2,100,000 円	30,000
8	2,100,001 円 ～ 2,200,000 円	35,000
9	2,200,001 円 ～ 2,300,000 円	40,000
10	2,300,001 円 ～ 2,400,000 円	45,000
11	2,400,001 円 ～ 2,500,000 円	50,000
12	2,500,001 円 ～ 2,600,000 円	57,000
13	2,600,001 円 ～ 2,700,000 円	64,000
14	2,700,001 円 ～ 2,800,000 円	71,000
15	2,800,001 円 ～ 2,900,000 円	78,000
16	2,900,001 円 ～ 3,000,000 円	85,000
17	3,000,001 円 ～ 3,100,000 円	93,000
18	3,100,001 円 ～ 3,200,000 円	101,000
19	3,200,001 円 ～ 3,300,000 円	109,000
20	3,300,001 円 ～ 3,400,000 円	117,000
21	3,400,001 円以上	全 額

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成18年1月24日老発第0124004号）の「1「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（平成18年1月24日老計発第0124001号）の第2の1の(1)「「前年」の対象収入の取扱い」、(3)「収入として認定

するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

(注3) 本人からの徴収額(月額)は上表により求めた額とする。

ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額(月額)とする。

(注4) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。

(注5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

② 平成3年6月30日以前から入所している者については、当分の間、次の本人額からの徴収額とする。

		階 層 区 分	本人からの徴収額(月額)
A	所得税	市町村民税の非課税者	10,000 円
B	非課税者	均等割のみ納税者	15,000
C1		所得割課税者	20,000
C2	所得 税 課 税 者	所得税 7,300 円以下	25,000
C3		7,301 ~ 14,900 円	30,000
C4		14,901 ~ 22,200 円	35,000
C5		22,201 ~ 29,700 円	40,000
C6		29,701 ~ 37,200 円	45,000
C7		37,201 ~ 44,600 円	50,000
C8		44,601 ~ 52,500 円	55,000
C9		52,201 ~ 59,800 円	60,000
C10		59,801 円以上	全 額

6 各種加算額等

以下の各種加算額等については、それぞれの要件に該当する場合、上記のサービスの提供に要する費用(月額)に合算すること。

(1) 民間施設給与等改善費(管理費特別加算分を除く)

民間施設給与等改善費は、地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」(昭和63年5月27日社施第84号厚生省社局長通知)に定めるところに準じて民間施設給与等改善費の加算を必要とするもと認定された場合に算定するものとし、「サービスの提供に要する基本額(月額)」に、同通知に定めるところにより決定された加算率を乗じて得た額(円未満切捨て)とする。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象者について、共通職員のみにより算定した民間施設給与等改善費を算定し、それ以外の入所者との単価と区分して用いること。

(2) 介護職員等処遇改善加算

①基準額

9,000円×12月×介護職員数

※介護職員数は、当該施設に配置されている介護職員の常勤換算後の人数とし、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の介護職員は、対象外とする。

②加算条件

介護職員等処遇改善加算の合算に当たっては、下記の条件を全て満たすこと。

- ア 当該加算により、介護職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く））の改善を継続的に実施すること。
- イ 前記アの賃金の改善は、令和3年度の対象職員の賃金と比較し、上記①の基準額以上の処遇改善を実施すること。
- ウ 賃金の改善の合計額の3分の2以上は、「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げに充てること。
- エ 当該加算による処遇改善の実施方法については、賃金の支給に際し、予め施設職員に対し周知すること。

③その他

- ア 当該加算による処遇改善は、介護職員を対象とすることを原則とするが、介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。
- イ 本事業による賃金改善については、介護報酬における介護職員処遇改善等加算及び介護職員等特定処遇改善加算における賃金改善額及び支払い賃金には含めないこと。